

行政改革（中央省庁等改革関連）の歩み

H 8 . 11 . 21 行政改革会議設置

- ・ 現行の気象庁を継続
- ・ 基本法における気象庁関連事項を規定

H 9 . 12 . 3 行政改革会議最終報告

気象庁が行う気象情報の提供は国が行う必要があるものに限定するとともに、気象業務を行う民間事業者に対する規制は必要最小限のものとし、また、気象測器に対する検定等の機能は民間の主体性にゆだねること。

H 10 . 6 . 9 中央省庁等改革基本法の成立

H 11 . 4 . 27 「中央省庁改革の推進に関する方針」決定

気象庁は、気象業務を行う民間事業者の負担軽減に努めるとともに、気象測器検定に関して、一定の能力を有する民間の機器検査を受けたものについては、国の検査を省略できる新制度を導入することによる減量、効率化を図る

H 11 . 7 . 8 国土交通省設置法等の各省設置法が成立

H 13 . 1 新体制への移行

気象庁の任務：
気象業務の健全な発達を図る